

(平成25年1月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年3月31日から6年6月8日までの期間について、申立人のA株式会社における資格喪失日は同年6月8日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成4年3月から5年9月までは30万円、同年10月から6年5月までは26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から6年11月1日まで

A株式会社での厚生年金保険の加入期間が、記録では平成4年3月31日までとなっているが、私は6年の末頃まで勤務していた。最後まで勤務して、年末に雇用保険の受給手続きをしたので、調査して厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、当初26万円と記録されていた申立人の平成5年11月から6年1月までの標準報酬月額は、当該事業所が適用事業所でなくなった平成5年4月1日（現在は、平成6年2月1日）よりも後の6年2月14日付けで15万円に訂正され、その後、同年6月8日付けで、4年10月及び5年10月の定時決定並びに5年11月の随時改定を取り消した上で、申立人が4年3月31日に資格喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、申立人と同様に標準報酬月額が遡って引き下げられている同僚が二人確認できるところ、そのうちの一人が提出した給与明細書から、当該同僚は、減額訂正前の標準報酬月額に見合う額が控除されていることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められることから、社会保険事務所（当

時)において、平成6年2月14日付けの標準報酬月額の遡及訂正処理及び同年6月8日付けの資格喪失処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成4年3月31日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が当該資格喪失処理を行った6年6月8日であると認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、平成6年2月14日付けの標準報酬月額を遡及訂正処理が有効な記録訂正であったとは認められないことから、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年3月から5年9月までは30万円、同年10月から6年5月までは26万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成6年6月8日から同年11月1日までの期間について、上記のとおり、雇用保険の被保険者記録から、申立人が当該期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録から、申立人の健康保険証は平成6年6月10日に返却されていることが確認できる上、申立人は、同年8月1日からB市において国民健康保険に加入している。

また、申立人は、最後の数か月は給与の支払が無かったと供述している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。